

## 玉名市告示第11号

### 玉名市建設工事関連業務委託最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札又は指名競争入札により建設工事関連業務（以下「業務」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、一般競争入札については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項の規定により、指名競争入札については施行令第167条の13の規定により準用する同項の規定によりあらかじめ設ける最低制限価格に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) その他の業務

ア 建設工事関連業務のうち前各号の規定に該当しない業務

イ 建設工事関連維持管理業務（建設工事の積算体系に準拠している業務に限る。）

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、別表に掲げる対象業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表の①から④までの各欄に掲げる額の合計に、無作為（ランダム）係数（1.00000から1.01000までの範囲内で任意に選択した数値をいう。以下同じ。）を乗じて得た価格（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てたもの）とする。ただし、当該価格が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる測量業務においては、最低制限価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる地質調査業務においては、最低制限価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 4 対象業務のその他の業務については、第1項の規定にかかわらず予定価格に4分の3を乗じた額に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てたもの）を最低制限価格とする。
- 5 複数の対象業務を一の業務として複合して積算している場合には、個々の対象業務ごとに最低制限基準価格を算出し、それらの額の合計額に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額を最低制限価格とする。

（入札参加者への周知）

第4条 市長は、最低制限価格を設けるときは、入札参加者に対し、公告又は指名通知によりその旨を周知するものとする。

（最低制限価格の公表）

第5条 最低制限価格は、落札者があるときに限り、これを公表する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業務の種類	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分に8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額